七	二六トン
八	八・八トン
九	四九、七七七トン
一〇	一〇、八九三トン
一一	一一、一五五トン
一二	八二、九〇七トン
一三	六、二八〇、九八九トン
一四	一、三五九、七二四トン
一四の二	七一一、二六二トン
一五	六一〇トン
一六	一六、四九一トン
一七	一七九、三三一トン
一八	二一、〇八九トン
一九	一、二四二トン
二〇	六七九トン
二一	三〇、五七五トン
二二	七七八トン
二三	八、四三五トン
二四	二七トン
二五	〇トン
二六	七、七三〇トン
二七	二一、四一一トン
二八	一一トン
二九	六九〇トン

二　関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	六、一二六、一五四トン
一四	八一三、九六〇トン

○財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十七年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十六年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　八万七千七百二トン

ロ　平成二十六年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十万千三百十七トン

ハ　平成二十六年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十七万九千四百七トン

2　関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十六年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二万八千五百五十四トン

ロ　平成二十六年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　五万八千八百四十四トン

ハ　平成二十六年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　八万四千五百五十八トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十六年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　三万七千七百七十六トン

ロ　平成二十六年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　九万七百五十二トン

ハ　平成二十六年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十二万六千六百四十四トン

○財務省告示第百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十六年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十七年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十六年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十万八千三百四十七トン

ロ　平成二十六年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十二万八千五百四十九トン

ハ　平成二十六年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十四万二千九百五十五トン

二　平成二十七年度における輸入基準数量　七十六万六百八十九トン

○財務省告示第百二十号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の四第一項の規定に基づき、課税価格を基準とする特別緊急関税に係る発動基準価格を定める件（平成七年三月大蔵省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本則中「同表」を「次の表」に改める。

表一〇二の項中「三、九〇二円七六銭」を「三、九四二円六〇銭」に改め、同表中一〇三の項を削り、一〇四の項を一〇三の項とし、一〇五の項を一〇四の項とする。